

広情個審第90号
令和2年1月7日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年6月13日付け広市教総学第11号並びに第12号、同年8月4日付け広市教総学第34号、同年9月21日付け広市教総学第45号、同年11月13日付け広市教総学第58号、同月29日付け広市教総学第66号及び平成30年3月30日付け広市教総学第134号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第212、213、221、230、237、241、251号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成 29 年 6 月 13 日付け広市教総学第 11 号の諮問事案（諮問第 212 号事案）
平成 28 年 9 月 13 日付けの公文書開示請求 10 件に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月 27 日付け広市教学学第 38 号で行った公文書段階開示決定等に基づき、平成 29 年 3 月 3 日付け広市教学学第 155 号で行った公文書部分開示決定に対する同年 4 月 14 日付け審査請求
- ② 平成 29 年 6 月 13 日付け広市教総学第 12 号の諮問事案（諮問第 213 号事案）
平成 28 年 9 月 13 日付けの公文書開示請求 10 件に対し、実施機関が同月 27 日付け広市教学学第 38 号で行った公文書段階開示決定等に基づき、平成 29 年 3 月 31 日付け広市教学学第 164 号で行った公文書部分開示決定に対する同年 4 月 14 日付け審査請求
- ③ 平成 29 年 8 月 14 日付け広市教総学第 34 号の諮問事案（諮問第 221 号事案）
平成 29 年 4 月 14 日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月 28 日付け広市教総学第 6 号で行った公文書段階開示決定等に基づき、同年 5 月 26 日付け広市教総学第 10 号で行った公文書部分開示決定に対する同年 6 月 9 日付け審査請求
- ④ 平成 29 年 9 月 21 日付け広市教総学第 45 号の諮問事案（諮問第 230 号事案）
平成 29 年 4 月 14 日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月 28 日付け広市教総学第 6 号で行った公文書段階開示決定等に基づき、同年 7 月 7 日付け広市教総学第 23 号で行った公文書部分開示決定に対する同月 25 日付け審査請求
- ⑤ 平成 29 年 11 月 13 日付け広市教総学第 58 号の諮問事案（諮問第 237 号事案）
平成 29 年 4 月 14 日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月 28 日付け広市教総学第 6 号で行った公文書段階開示決定等に基づき、同年 8 月 18 日付け広市教総学第 41 号で行った公文書部分開示決定に対する同年 9 月 13 日付け審査請求
- ⑥ 平成 29 年 11 月 29 日付け広市教総学第 66 号の諮問事案（諮問第 241 号事案）
平成 29 年 4 月 14 日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月 28 日付け広市教総学第 6 号で行った公文書段階開示決定等に基づき、同年 9 月 29 日付け広市教総学第 52 号で行った公文書部分開示決定に対する同年 10 月 5 日付け審査請求
- ⑦ 平成 30 年 3 月 30 日付け広市教総学第 134 号の諮問事案（諮問第 251 号事案）
平成 29 年 4 月 14 日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月 28 日付け広市教総学第 6 号で行った公文書段階開示決定等に基づき、同年 11 月 10 日付けの広市教総学第 56 号で行った公文書部分開示決定に対する平成 30 年 2 月 9 日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記 7 件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定はいずれも妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った本件開示請求について、上記公文書部分開示決定を取り消し、特定の個人が識別できるものを除くすべてを開示せよ。

(2) 審査請求の理由

特定個人の識別ができなければ、なんら意見書や決裁書類などについての情報は個人の権利利益を害するものではない。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

開示しなかった情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが可能となるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると考えられるため、条例第7条第1号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審査の併合について

諮問第212、213、221、230、237、241、251号については、請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 条例第7条第1号該当性について

請求人は、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち、特定の個人が識別できる情報（以下「特定個人識別情報」という。）を除く全てを開示するよう求めている。

本件不開示部分には、個人の氏名、住所、性別、生年月日等の戸籍的事項に関する情報、児童生徒の入学・卒業年度や保護者の職務内容等の経歴に関する情報、障害の有無・程度等や傷病名、運動能力等の心身に関する情報、家族状況や居住状況、社会的活動状況等その他の個人に関する情報が記載されているところ、これらの情報は、氏名、生年月日などの特定個人識別情報以外の情報であっても、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することが可能になるほか、個人の人格と密接に関連していることから個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

したがって、本件不開示部分は条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が本件開示請求に対し、部分開示とした決定はいずれも妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 9 ・ 6 ・ 1 3	広市教総学第11、12号の諮問を受理 (諮問第212、213号で受理)
H 2 9 ・ 8 ・ 4	広市教総学第34号の諮問を受理 (諮問第221号で受理)
H 2 9 . 9 . 2 1	広市教総学第45号の諮問を受理 (諮問第230号で受理)
H 2 9 . 1 1 . 1 3	広市教総学第58号の諮問を受理 (諮問第237号で受理)
H 2 9 . 1 1 . 2 9	広市教総学第66号の諮問を受理 (諮問第241号で受理)
H 3 0 . 3 . 3 0	広市教総学第134号の諮問を受理 (諮問第251号で受理)
R 1 . 9 . 2 0 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 1 . 1 0 . 1 8 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 1 . 1 1 . 1 5 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁 護 士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授